

芸西村の給与・定員管理等について

1 総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和6年度	人 3,570	千円 5,369,412	千円 320,934	千円 745,335	% 13.9	% 11.5

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

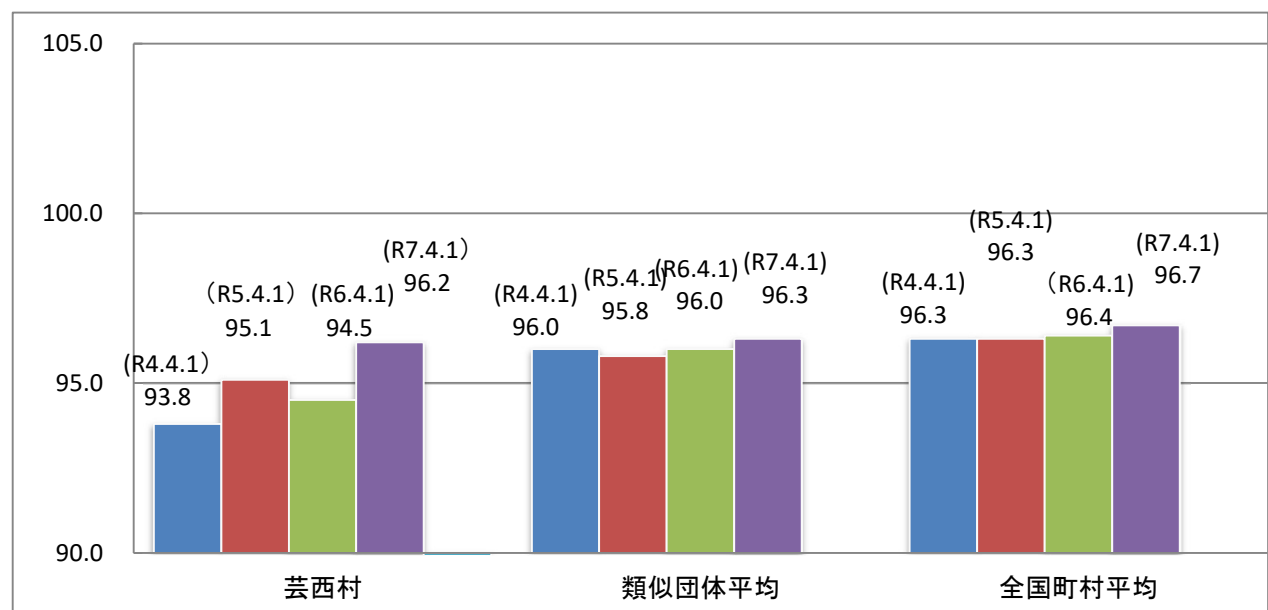
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 61	千円 222,080	千円 32,169	千円 92,516	千円 346,765	千円 5,685	千円 5,732

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は、含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正後のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4)給与改定の状況

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和7年度	円 -	円 -	円 -	% -	% -	% 3.62

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。※人事委員会を設置していないため記載しない

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間支給の 割合 A	公務員給与の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和7年度	月 -	月 -	月 -	月 -	月 -	月 4.65

(注)「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。※人事委員会を設置していないため記載しない

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの初号俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当の見直しを行っている。

①給料表の見直し

[○実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)

令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料引上げを実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なりを解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び該当団体の支給割合)

支給対象地域なし

③その他の見直し内容

なし

(6)特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
芸西村	40.3 歳	312,300 円	357,484 円	337,837 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算定している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		芸西村	高知県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	225,200 円	220,000
	高 校 卒	188,000 円	189,700 円	188,000

(3) 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	285,700 円	358,600 円	380,100 円	407,500 円
	高校卒	274,300 円	— 円	383,800 円	404,800 円

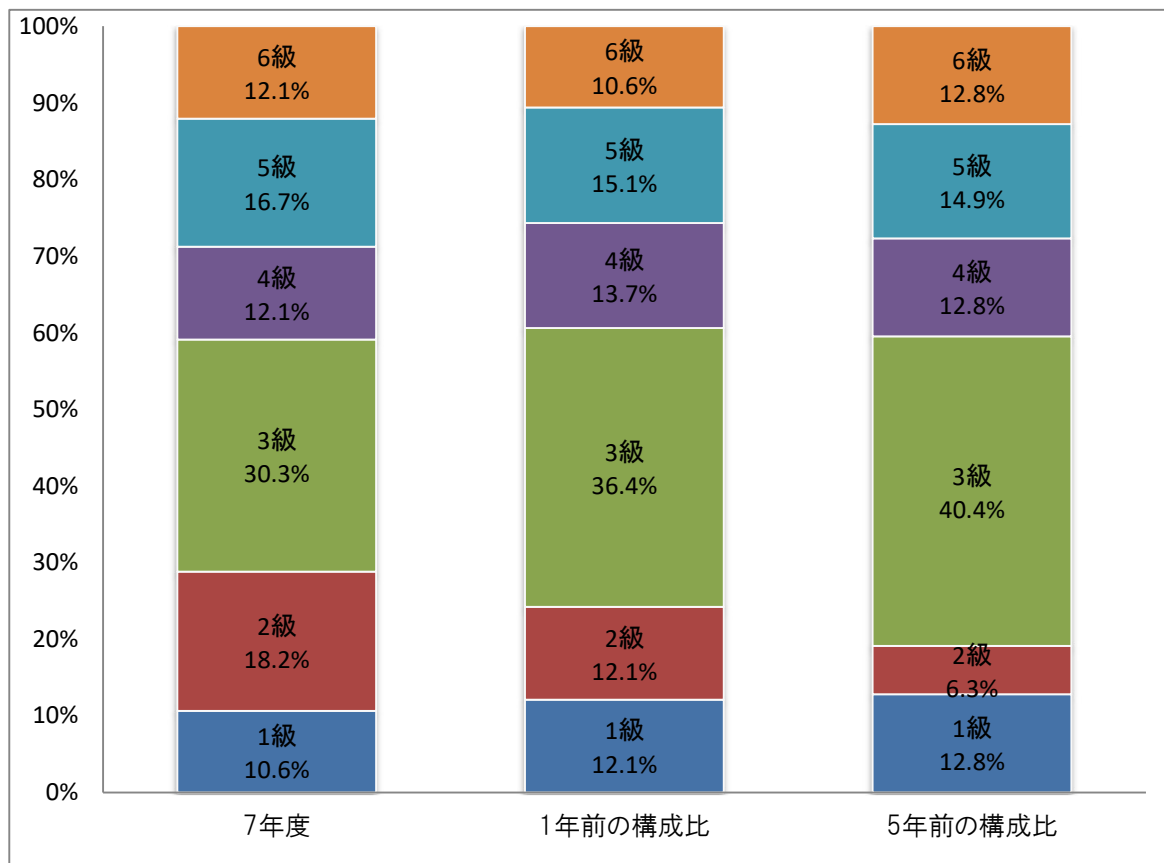
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の 給与月額	最高号級の 給与月額
1 級	主事、主事補	7 人	10.6 %	195,800 円	268,300 円
2 級	主査	12 人	18.2 %	242,000 円	316,800 円
3 級	主幹	20 人	30.3 %	276,300 円	364,200 円
4 級	係長、主監、保育所副所長、幼稚園副園長	8 人	12.1 %	309,800 円	396,500 円
5 級	課長補佐、館長、保育所長、幼稚園長	11 人	16.7 %	332,600 円	409,000 円
6 級	課長、局長、教育次長、会計管理者	8 人	12.1 %	366,800 円	427,000 円

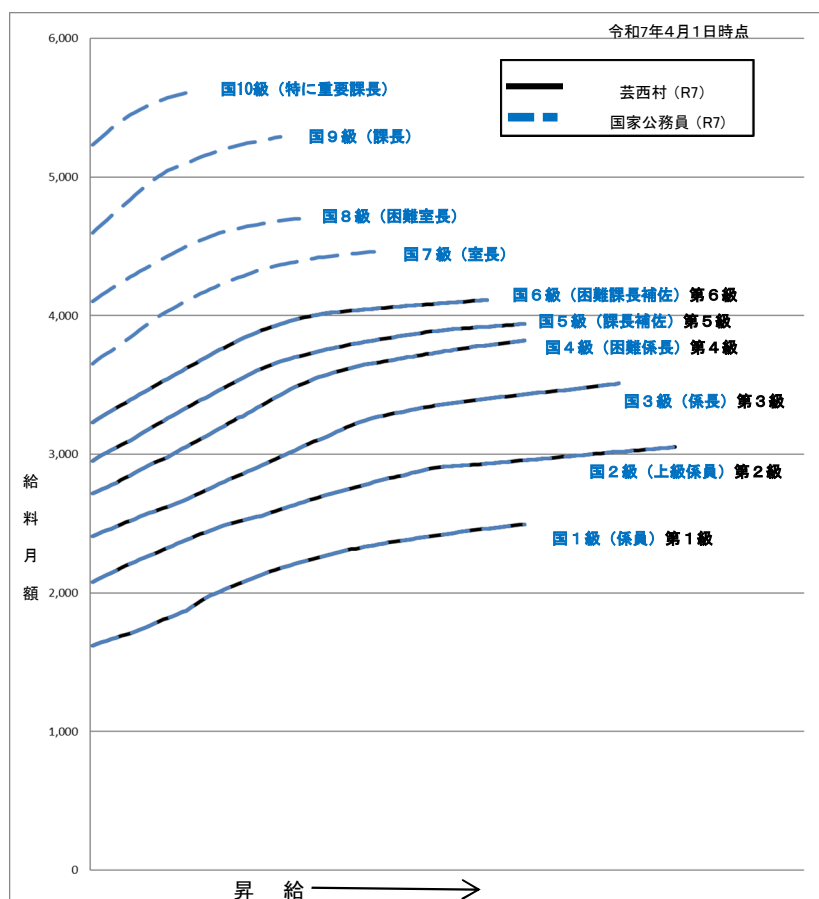
(注)1 芸西村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2)国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (令和7 年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

芸西村	高知県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,517 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,620 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 1.95 月分 (1.350)月分 (0.975)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 5～15% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～20% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25% 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)退職手当(令和7年4月1日現在)

芸西村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%			定年前早期退職特例措置 2%～45%		
1人当たり平均支給額		10,539 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和7年4月1日現在)

該当なし

(4)特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)		0 %		
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅病人の救護若しくは行旅死亡人を収容する作業	行旅病人の救護若しくは行旅死亡人を収容する作業に従事した職員	行旅病人の救護若しくは行旅死亡人を収容する作業	千円 0	日額 2,000円
伝染病及び感染症防疫作業	伝染病及び感染症防疫作業に従事した職員	伝染病及び感染症防疫作業	千円 0	日額 500円

(5)時間外勤務手当

支給実績	(令和6年度決算)	8,254 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和6年度決算)	183 千円
支給実績	(令和5年度決算)	11,424 千円
職員1人当たり平均支給年額	(令和5年度決算)	254 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給年額を算定する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6)その他の手当(令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 11,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 16歳から満22歳までの子1人につき5,000円加算	同	-	6,415千円	238千円

住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて、最高28,000円まで支給	同	-	4,850千円	231千円
通勤手当	公共交通機関利用 最高55,000円 自動車の利用2km以上のもの 2,000円～38,700円	同	-	3,158千円	113千円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日の勤務について、勤務1時間当たりの給与額に1.25～1.50乗じて得た金額	同	-	—	—
夜間勤務手当	22時から翌朝5までの勤務を命じられた場合、勤務1時間当たりの給与額の1.25	同	-	—	—
管理職手当	課長 27,000円～32,000円 課長級参事 27,000円 課長補佐 22,000円	異	課長補佐以上の役職に定額を支給	4,938千円	290千円
管理職特別手当	管理職手当を支給されている職員が休日等に勤務した場合に支給(6時間を超える場合加算)	異	支給額	516千円	30千円

5 特別職の報酬などの状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額	等
給 料	村 長	665,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	(	(	円)	846,800 円/	528,000 円
	副 村 長	585,000	円	677,700 円/	481,000 円
	教 育 長	565,000	円	円/	円
報 酬	議 長	236,000	円	400,000 円/	203,000 円
	(	(	円)	314,000 円/	130,000 円
	副 議 長	192,000	円	290,000 円/	109,000 円
	議 員	164,000	円		
期 末 手 当	村 長	(令和5年度支給割合)			
	副 村 長	3.25	月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)			
	副 議 長 員	3.25	月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
	副 村 長	665,000×500/100×4年=13,300,000		任期ごと	
	教 育 長	585,000×300/100×4年=7,020,000		任期ごと	
	備 考	565,000×250/100×4年=5,650,000		任期ごと	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

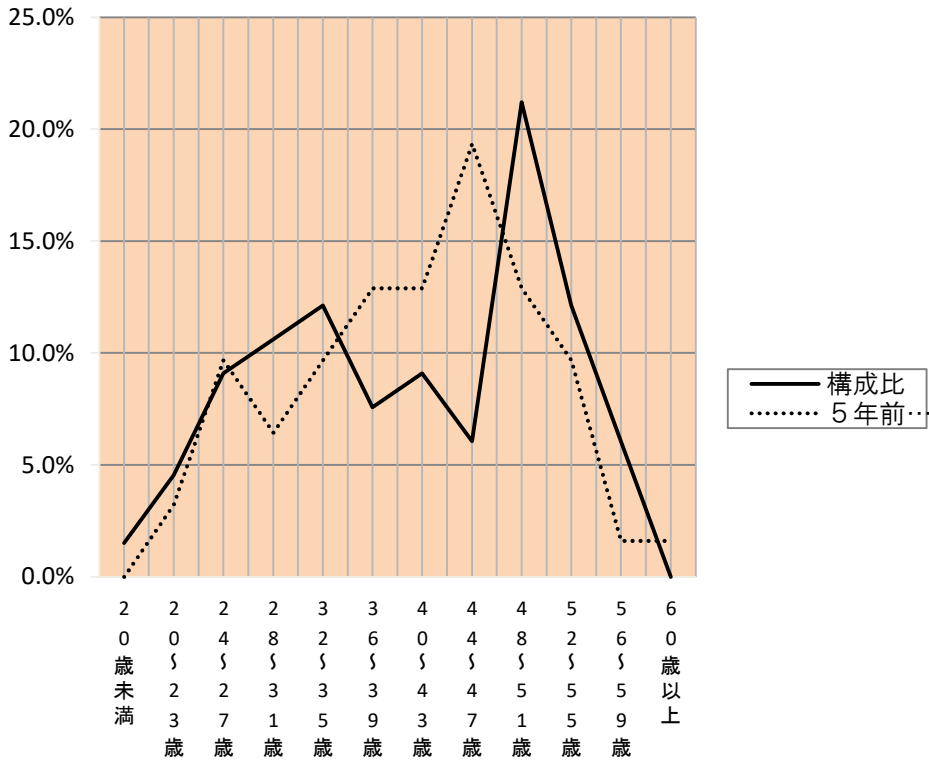
(各年4月1日現在)

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	19	20	1	総務一般関係職員の増員
		税務	2	2	0	
		農林水産	5	5	0	
		土木	6	6	0	
		民生	14	13	△ 1	民生一般関係職員の減員
		衛生	3	4	1	
		計	50	51	1	< 参考 > 人口1 万人当たり職員数 142.86 人 類似団体1万人当たり職員数 241.46 人
	教育部門	11	11	0	図書館司書の退職不補充	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	61	62	1	< 参考 > 人口1 万人当たり職員数 173.67 人 類似団体1万人当たり職員数 204.97 人	
公営企業等 計部門	水道	1	1	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	4	3	△ 1	国保会計職員の減員	
	小 計	5	4	△ 1		
合 計			66 [72]	66 [72]	0 [0]	< 参考 > 人口1 万人当たり職員数 184.87 人

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	3人	6人	7人	8人	5人	6人	4人	14人	8人	4人	0人	66人

(3)職員の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		47	47	47	49	50	51	4	1.1%
教 育		10	10	11	10	11	11	1	1.1%
消 防		0	0	0	0	0	0	0	0.0%
普 通 会 計 計		57	57	58	59	61	62	5	1.1%
公 営 企 業 等 会 計 計		5	5	5	5	5	4	△ 1	0.8%
総 合 計		62	62	63	64	66	66	4	1.1%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。